

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉後見サポートセンターかみす運営委員会 設置規程

平成 28 年 4 月 1 日

神社協規程第 54 号

(目的)

第 1 条 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、福祉後見サポートセンターかみす（以下、「センター」という。）の事業実施にあたり、事業全般に係る助言・指導や財産の管理状況の監査を行い、適正なセンター運営を担保するため、センター設置規程第 5 条の規定により、運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(機能)

第 2 条 前条の目的を達成するため、委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査
- (2) 成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査
- (3) 本会から諮問を受けた事項に関する答申
- (4) センターの業務に対する監督・指導・助言
- (5) その他、本会及び委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、10 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 司法関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他会長が適任であると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員が書面審査可能な場合は、書面審査をもって出席に変えることができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(法人後見受任審査会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に、法人後見受任審査会を置き、委員会の機能のうち法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査を付託することができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。尚、その職を退いた後も同様とする。

(情報の公開・管理)

第9条 個人情報の保護とともに、事業の透明性を確保する観点から、委員会及び審査に関わる資料は非公開とする。ただし、本会個人情報保護規程に基づき、審査対象となった本人又は親族等から資料の開示請求があった場合はこの限りではない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。